ATLA
Acquisition,Technology &
Logistics Agency

中央契約において品質管理が要求される契約における ＱＭＳに関する認証機関による認証の取得について

（お知らせ）

防 衛 装 備 庁
令 和 ８ 年 10 月

ＱＭＳに関する認証機関による認証の取得について

１　趣旨

令和９年４月以降、中央契約において、仕様書等により品質管理等共通仕様書（DSP Z 9008）に基づく品質管理が要求された契約を締結する契約の相手方は、仕様書等の要求に応じたJIS Q 9001等※の品質マネジメントシステム（以下「ＱＭＳ」という。）に関する認証機関による認証の取得が原則として必要、令和１０年４月以降は必須の要件となります。

また、これに併せて、ＱＭＳが適切に運用されていることの確認方法は、「第三者監査監督」（別紙第1参照）のみとなり、第三者監査監督を適用しない場合（いわゆる「二者監査監督」）は廃止されます。※JIS Q 9001（ISO 9001含む。）、 JIS Q 9100（AS9100, EN9100含む。）

２　適用

令和９年４月１日以降に締結される契約

３　関係する契約の相手方

仕様書等により品質管理等共通仕様書（DSP Z 9008）に基づく品質管理が要求された契約を締結する契約の相手方のうち、仕様書等の要求に応じたＱＭＳに関する認証機関による認証を取得していない又は認証を取得しているが地方防衛局等に「第三者監査監督適用届出書」（別紙第2参照）を提出してない契約の相手方

ATLA
Acquisition,Technology & Logistics Agency

４　第三者監査監督が適用されるまでの流れ（別紙第3参照）

（１）認証機関によるJIS Q 9001等の認証を取得

（２）第三者監査監督適用等届出書を地方防衛局等に提出

（３）地方防衛局等の監督官による審査

◎　審査において適合と判定された日以降に第三者監査監督が適用となります。

５　その他

（１）令和９年度契約締結にあたり、認証未取得会社が認証機関と既に調整を開始し、令和９年度中に認証取得が見込まれ、入札・商議時に認証機関の確認を得た認証取得計画書（仮称）を提出した場合は、契約を締結できることとし、契約担当官が当該計画書を確認します。

（２）不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。

別紙第１

第三者監査監督制度とは

防衛省（甲）と契約の相手方（乙）間の契約（仕様書）において、甲が要求する品質管理に、乙がＪＩＳ規格に基づく品質管理を選択し、かつ認証機関による認証を受け、甲がその審査結果を確認することにより甲が実施する監督行為である品質要素確認（ＱＥＶ）の一部にこれを活用して、その実施の一部を省略する監督の形態をいう。

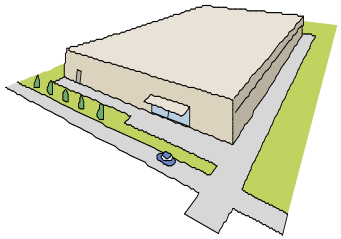
＜ＪＩＳ規格＞
ＪＩＳ Ｑ ９００１　品質マネジメントシステム－要求事項
ＪＩＳ Ｑ ９１００　品質マネジメントシステム－航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項

＜契　約＞

乙（契約の相手方）

甲（防衛省）

品質管理の要求あり







審査結果の確認

認証機関



審査を受審
（JIS Q 9001又はJIS Q 9100）

※　認証制度は認証を取得したら終わりではなく、少なくとも１年に１回、品質マネジメントシステムが適切に維持されているかどうかを確認する維持審査が認証機関によって行われる。認証の有効期限は通常３年間のため、３年ごとに更新審査（再認証審査）が行われる。

別紙第２

届出書の様式

第三者監査監督　適用等
取消し　届出書

発　簡　番　号
令和　年　月　日

○○地方防衛局○○○長　殿

所 在 地
会 社 名
代表者名

品質証拠監督方式を適用する契約物品の監督について、下記のとおり標準品質証拠監督・完成検査実施要領に定める監督の適用等又は取消しを希望するので、お届けします。

記

1　第三者監査監督の（適用・認証の移転・一部変更・取消し）希望工場等の名称及び住所

2　第三者監査監督の（適用・認証の移転・一部変更・取消し）希望時期

3　適用規格

4　認証除外区域等の有無

5　認証機関の名称及び所在地

6　次の特約条項の有無

⑴　特別防衛秘密の保護に関する特約条項

⑵　特定秘密の保護に関する特約条項

⑶　秘密の保全に関する特約条項

⑷　日米了解事項覚書に関する特約条項

⑸　武器等の技術資料等の管理に関する特約条項

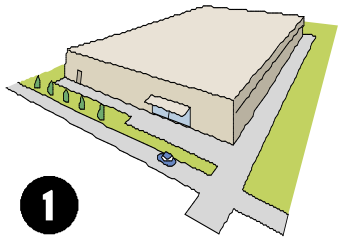
添付書類：

注：1　不要の箇所は抹消すること。
2　適用規格の品質マネジメントシステム認証文書の写しを添付すること。
3　第三者監査監督の適用希望時期については、担当監督官と調整の上、記入すること。
4　認証除外区域等が有の場合には、その区域等を記載すること。
5　取消し届出書の場合には、第３項以降を記載する必要はない。
6　事務所管轄区域の会社等は、当該事務所長あてとする。

第三者監査監督適用までの過程

別紙第３

（乙）契約の相手方



❶ **認証機関による審査を受審**



❷ **第三者監査監督適用等届出書**を提出

QMS認証文書写しを添付









❸ 認証機関による審査を受審





❹ 認証機関から審査報告書等を受領

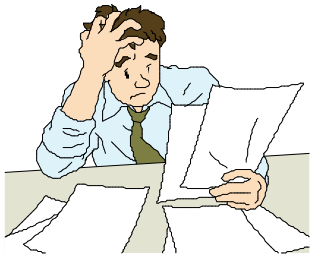
初期審査

継続審査

（甲）地方防衛局長等



初期審査を実施



審査結果及び適用開始日を契約の相手方に通知



継続審査を実施



第三者監査監督適用開始